

製造業者価格高騰対策支援補助金

諏訪市では、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油や電力価格の高騰並びに円安に伴う物価の上昇により、売上及び収益に影響が出ている製造業者に対し、**法人30万円**の補助金を交付します。

— 交付要件 —

- ①令和3年11月1日以前から市内に事業所を構えている中小企業者（法人）であること。（諏訪市に法人設立（設置）異動等申告書を提出している）
- ②**主たる事業**が日本標準産業分類に掲げる大分類 E 製造業であること。
- ③売上高又は売上総利益について、令和3年12月から令和4年11月までのいずれかの月の額が、前年同月と比較して10%以上減少していること。
- ④売り上げ減少が確認できる書類を提出できる法人であること。
- ⑤今後も事業を継続する意思があること。

※ただし、次に該当する方は交付の対象外となります。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者又は警察当局から排除要請のある者
- (2) 市税の滞納がある者
- (3) 補助金の交付申請をする時点において廃業している者

— 補助金額 —

- 製造業を営む1法人につき **30万円**
- 補助金の交付は、1法人につき1回限りとする。

— 申請に必要な書類 —

- ①市内に事業所を有することを証する書類の写し（履歴事項全部証明書等）
- ②事業年度分の法人税確定申告書及び事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の確定申告書の写し
- ③売上高又は売上総利益の減少が確認できる書類の写し（月次の損益計算等）
- ④主たる事業が製造業であることが分かる書類の写し（上記から業種判別が困難な場合のみ）
- ⑤補助金の受取口座を確認できる書類の写し

— 申請期間 —

令和4年12月12日（月）～令和5年1月31日（火）

※郵送の場合、令和5年1月31日消印有効となります

— 提出先 —

〒392-8511
諏訪市高島1-22-30
諏訪市役所 経済部 商工課
TEL：0266-52-4141（内線：433、432）

—よくあるお問い合わせ—

Q1. 個人事業者ですが、対象になりますか？

本補助金の対象者は法人のみですので、対象にはなりません。

Q2. 法人で諏訪市外に本社があるが、諏訪市に事業所があります。対象になりますか？

令和3年11月1日以前に諏訪市に「法人設立（設置）異動等申告書」を提出している場合、対象となります。

Q3. 新しく諏訪市内で事業を始めます。対象になりますか？

本補助金の対象者は令和3年11月1日以前に創業し事業を営んでいる中小企業者（法人）のみですので、令和3年11月2日以降に新たに事業を始められた方は対象にはなりません。

Q4. 令和3年11月1日以前から事業を営んでいますが、諏訪市に事業所を設立したのはそれ以降です。申請できますか？

本補助金の対象者は令和3年11月1日以前に諏訪市に法人設立（設置）異動等申告書を提出している中小企業者（法人）ですので、令和3年11月2日以降に提出した方は対象にはなりません。

Q5. 諏訪市内で複数の事業所を営んでいますが、事業所単位で申請できますか？

1法人につき1回の申請が原則となりますので、同一の法人が運営している場合、申請は1回までです。申請は市内事業所を以て申請ください。

※グループ会社（会社としては別法人）の場合は、代表者が同一人物であっても違う事業所とみなすので、会社ごとに申請が可能です。

Q6. 売上の前年同月比較ですが、法人と個人事業主での比較は可能でしょうか。

個人事業主との比較は出来ません。令和3年12月以降の同一法人で、前年同月比較が可能な期間を選択していただく必要があります。

Q7. 合併もしくは分社したのですが申請できますか？

同一法人であれば申請可能です。別法人（分社先の新規法人など）は申請出来ません。

Q8. 有限会社から株式会社や合同会社へ移行したのですが法人番号が変わってしまったので対象外ですか？

個別に対応します。諏訪市役所 経済部 商工課までご相談ください。

—問い合わせ先—

諏訪市役所 経済部 商工課

「諏訪市製造業者価格高騰対策支援補助金」担当

TEL：0266-52-4141（内線：433、432）